

平成27年11月24日付け津市監査委員告示第11号公表分

財政援助団体監査

一般社団法人津市観光協会（所管部局：商工観光部観光振興課）

監査の結果	<p>一般社団法人津市観光協会の監査にあたっては、平成27年2月24日付け監査結果における指摘内容も踏まえ、同協会における経理事務の流れや津市観光協会事業補助金の実績報告に係る事務処理について、同協会が指導を受ける会計事務所職員の同席のもと、振替伝票や総勘定元帳など財務諸表の作成過程や実績報告書の作成方法を確認した。</p> <p>その結果、同協会における経理事務は適切に行われており、財務諸表についても適正なものであった。</p> <p>また、財務諸表をもとに補助対象や補助金額など補助金の充当を明らかにした3会計（公益事業会計・収益事業会計・法人会計の3会計）の収支決算書がそれぞれ作成され、実績報告書に転記されていることを確認した。</p> <p>しかし、平成24年度津市観光協会事業補助金については、実績報告に転記する段階で誤りがあったことを改めて確認したとともに、すでに是正はされているが、その他に実績報告書において現金支出を伴わない減価償却費が計上されるという不適切な取り扱いが確認され、更に平成25年度津市観光協会事業補助金において、津駅前観光案内所の物品販売部分に係る費用の会計区分に不適切な取り扱いがあったことが確認されたので、同協会に対し厳格な事務処理の徹底と観光振興課との連携強化を指導した。</p>
措置の内容	<p>一般社団法人津市観光協会に対し、津市観光協会事業補助金について適切な実績報告書を作成するよう指導し、平成27年度以降の交付確定事務において、実績報告書に不明な点がある場合は、詳細なヒアリング、さらに同協会の総勘定元帳などの帳票や領収書を確認することなど、より厳格な審査を行っている。</p>